

## 木とふれあう環境づくり推進事業募集要領

(木育の推進 (木育環境の整備))

### 1 事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、子どもたちが木に触れて親しむ木育環境の整備に関する取組を県民から公募し、決定された者に対して支援することにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

### 2 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすものとする。

#### (1) 対象となる取組

未就学児や小学生等が使用する県産材を積極的に活用した机・椅子や教育資材等の整備に関する取組とする。

#### (2) 整備する机・椅子や教育資材等の要件

整備する机・椅子や教育資材等は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- ① 木を見て触れることのできる机・椅子や教育資材等であること。
- ② 使用する木材は、県産のスギ・ヒノキ・リュウキュウマツ等を材積全体の概ね8割以上使用すること、又は、使用されている机・椅子や教育資材等であること。
- ③ 未就学児や小学生等が使用することから、安全性に十分に配慮したものであること。
- ④ 整備する机・椅子や教育資材等は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。  
なお、表示にあたっては可能な限り木製資材を使用すること。
- ⑤ 特許権等の知的財産権を侵害していないこと。

#### (3) その他

当年度の事業実施期間内に整備が完了し、かつ、木育インストラクターとして登録されている、又は当年度中に登録される見込みのある職員等が、上記2の(1)、(2)を活用し、継続的に木育を行うことが確実であると認められるものとする。

ただし、次のいずれかに該当するものは応募できないものとする。

- ① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの並びに原則として当該事業の助成を当該事業期間内に受けたもの
- ② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの
- ③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

### 3 申請者の応募要件

県内の学校法人・社会福祉法人・医療法人・木育に取り組む団体・法人等とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できないものとする。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

#### 4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとする。

費 目	内 容	備 考
賃 金	設計・製作に必要な労務費	木育環境の整備に要する最小限の額
備品購入費	製品の購入に要する経費	〃
需用費	消耗品費，印刷製本費等	〃
役務費	広告費，通信運搬費等	〃
委託料	製作等の委託に要する経費	〃
使用料及び賃借料	会場借上料，機械器具の借上料等	〃
原材料費	原材料，資材等の購入費	〃
その他	別途協議	〃

#### 5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月21日までとする。

#### 6 補助金額

補助金の額は、木育環境の整備に関する取組に要する経費の1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。

ただし、補助金の上限額は500万円、補助金の下限額は20万円とする。

なお、児童用の机・椅子1セット当たりの補助金の上限額は1.3万円とする。

#### 7 応募期間と応募方法等

##### (1) 応募期間

令和6年4月8日（月曜日）～6月28日（金曜日）

##### (2) 応募方法

応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

##### (3) 応募書類

次の①～⑤の応募書類のすべてをA4版で提出すること。

また、応募後、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

- ① 応募申請書（様式1，様式2，様式3，様式4）
- ② 事業を実施する施設等のパンフレットや写真
- ③ 位置図（事業実施箇所を記入したもの）
- ④ 設計図（立面図，平面図）
- ⑤ 積算内訳書若しくは見積書

##### (4) 応募先

事業実施箇所の所在する県地域振興局，支庁，熊毛支庁屋久島事務所に提出

する。

## 8 補助金額の決定及び通知

### (1) 補助金額の決定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において、補助金額を決定する。

### (2) 決定結果の通知

決定結果は、応募したすべての者に通知する。

### (3) 採択の取消し

採択後、応募要件に該当しないことが判明した場合、また、申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがある。

## 9 その他

補助金の交付等に係る細部事項は、知事が別に定める。

事業完了後に整備した製品等の写真を県のホームページやパンフレット等を使用することに同意するものとする。

## 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。